

東京都廃棄物審議会  
災害廃棄物処理計画拡大部会  
(第2回)  
会議録

令和5年3月29日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時00分 開会)

○堀計画課長 それでは、定刻になりましたので、東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画拡大部会第2回を開会いたします。

皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本拡大部会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

座長に議事進行をお渡しするまでの間、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

拡大部会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本部会はウェブで行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承いただければと思います。なお、会議はウェブ上ではございますが公開といたしますので、御承知おきください。

御発言の際は、まずお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。チャット機能を使って御発言したい旨を伝えていただいても結構でございます。

最後になりますけれども、傍聴者の方には御発言を謹んでいただけますようお願い申し上げます。

続いて、本日の拡大部会の出席状況について御報告いたします。委員5名、自治体職員等6名、合わせて11名の方に御出席をいただいております。ありがとうございます。

続きまして、議事に先立ちまして、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。次第の真ん中やや下辺りを御覧いただければと思いますけれども、配付資料としまして1から5までの5点、参考資料としまして1から4までの4点、合わせて9点でございます。資料の不足等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。今後の議事の進行につきましては宮脇部会長にお願いしたいと思います。

宮脇部会長、よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 宮脇でございます。

これより議事に移りたいと思います。本日は第2回の拡大部会ということで委員の皆様だけでなく、各主体となられます国関係の環境省、また東京都内の地方公共団体の皆様に御参加いただいております。ぜひ、様々な意見を出していただけてよりよい計画となるように進めてまいりたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事は議事次第に示されており進めてまいります。

初めに(1)検討事項 イ 災害廃棄物処理の更なる実効性向上についてということで始めてまいります。具体的には③各主体との役割分担の整理について、④各主体との連携強化について、⑤仮置場の考え方の整理について、⑥住民等への啓発・広報についてとなっておりますので、分けて議論を行ってまいりたいと思います。

まず、③各主体の役割分担の整理について、事務局から説明をお願いいたします。

○堀計画課長 事務局、堀でございます。

資料の1、各主体との役割分担の整理について御説明をさせていただきます。

まず、背景といたしまして災害廃棄物対策指針では、平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成している区市町村においては、災害時においても一部事務組合や広域連合と連携して災害廃棄物処理に努める、とされております。都内につきましては、災害廃棄物を処理するに当たりまして、主体、体制等はおおむね下に掲げております表の4パターンに大別することができると思われまます。このいずれのパターンにおきましても、一部事務組合が関係しておりますので、区市町村と一部事務組合の連携というのは非常に重要であると考えてございます。

その下に四角囲みで、一部事務組合との連携の課題を過去の災害等の記録から整理させていただいておりますけれども、災害廃棄物の性状と施設側で受入れ可能な廃棄物の性状とのギャップが大きくて、事前に十分な協議が必要であったということが挙げられております。

続きまして、次ページにお進みいただければと思っておりますけれども、ここでは、区市町村と一部事務組合間での発災前の確認・検討事項の想定を示させていただいております。

まず、上段の片付けごみ処理の流れでございますけれども、先ほどのパターンのほとんどで当てはまりますけれども、区市町村の役割としまして、黄色の網掛けになっている被災現場から仮置場、収集運搬があり、一部事務組合の側では処理・処分先、また、最終処分というふうになっております。ここの仮置場から処理・処分先への運搬のところで、主体が切り替わるケースが多くなっておりますので、事前にしっかりと検討しておくことが必要であるというふうに考えてございます。

具体的な事前の確認・検討事項としましては、例えば、被災現場でいいますと、処理・処分先に直接搬入するケースというのもございますので、その際の種類・性状等の受入条件を検討しておく必要があるというふうに考えております。

また、戸別では収集運搬①とありますけれども、戸別収集ですとか、あと集積所から直接搬入する場合もございますので、その施設側での車両の種類・大きさ等の条件を定めておく必要があるということでございます。また、仮置場につきましてはそこで分別区分をしっかりと定めておくこと。仮置場から処理・処分先への運搬につきましては、こちらも先ほどの分と同様ですけれども、車両の種類・大きさ等の条件を定めておく必要があるというふうに考えているところでございます。

続きまして、下段の解体廃棄物処理の流れでございますけれども、これもやはり二次仮置場でありますとか、民間破砕施設から処理・処分先の一部事務組合のところに運搬するに当たって主体が変わるということで、事前の調整が必要になってくるかというふうに思っております。ここでも先ほどと同様なことになるかと思っておりますけれども、処理・処分先の受入条件でありますとか、運搬に当たって使用する車両の種類・大きさ等の条件をあらかじめ定めておく必要があるというふうに考えてございます。

次ページにお進みいただきまして、ここでは区市町村と一部事務組合の役割分担の整理をさせていただいております。

ここでは、右に少し組織図のようなものを掲げさせていただきましたけれども、災害廃棄物を合同で処理するためにこういった災害廃棄物合同処理本部などの組織を立ち上げまして、受入れ可能な災害廃棄物について整理をしていくことが必要であり、また、施設側で受入れできないものについては、民間事業者に協力を依頼するルートなども整理

する必要があるのではないかと考えてございます。

下に区市町村と一部事務組合で整理する事項ということで、それぞれ平時と災害時に分けて記載をしてございます。

平時で申しますと、こういった組織体制の構築に向けて検討を進めるといったことですとか、合同処理本部を立ち上げた場合に、本部長といった方が務めていくかということも事前に定めておく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

また災害時におきましては、構成区市町村ごとの受入量の調整でありますとか、受入条件に合わないもの、処理可能量を超過する場合について、民間事業者の活用を協議していくということになろうかと思えます。

次ページは、大島の土石流災害のときの事例としまして、施設側、これは当時島から本土のほうに運搬をしてきておりますけれども、そのときの受入物と受入基準について参考としてお示しをさせていただいております。

簡単ではございますけれども、御説明は以上となります。

○宮脇部会長 ありがとうございます。③各主体の役割分担の整理についてという内容で事務局より説明がございました。

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

ありがとうございます。安田さん、お願いいたします。

○安田様 二十三区清掃一部事務組合の安田です。

今回、区市町村と一部事務組合の役割分担していただきましてありがとうございます。都内につきましては、災害が起きた場合は3,000万トン近くの災害廃棄物が発生すると聞いておりますので、その中でやはり特に23区ですと、一部事務組合ですと、多分生活ごみ。あと、避難所のごみなんかで大分処理がいっぱいいっぱいになってしましまして、特に23区の場合は、他の都道府県と比べて相当稼働率が高くて、実際、災害廃棄物に該当するものをどこまで処理できるかというのが課題になってくるかなと思っております。実際のところ、恐らく今回のこの役割の処理の流れで考えていますと、二次仮置場での処理が相当多くなってくると思います。恐らく、9割以上。そういった意味では、やはり大本の区市町村、基礎的自治体の役割がしっかり書かれていただくとありがたいと思えました。ありがとうございます。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから回答をお願いしますでしょうか。

○堀計画課長 事務局でございます。区市町村と一部事務組合の役割ということでございますけれども、2ページに示させていただいておりますけれども、被災現場から仮置場までと、仮置場から一組さんのほうに運搬するところまでが自治体、区市町村の役割であるかなというふうに考えております。その辺りは、実際に災害が起こってから議論するのではなくて、あらかじめ自治体さんと一組さんの間で整理して決めておく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。安田様、よろしいでしょうか。

○安田様 はい、ありがとうございます。大丈夫です。

○宮脇部会長 事務局には意見として、取り込んでいただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

今回のところは、東京都パターンが幾つか、東京都内の自治体とか、廃棄物の処理の流れが4パターンぐらいに分かれているところで御紹介いただいている、今、ちょうど出ているシートが、連携すべきところの要点を整理していただいていると思いますので、この辺りで都内の区市町村、また、今ちょうど23区一部事務組合様より御指摘もいただいたところですけども、何か疑問点とか、これではうまくいかないとかという点か、もしお気づきの点があれば御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

小さなことでも結構ですので。大体、今御紹介いただいたようなところで、特に大きな課題はないということですのでよろしいでしょうか。

多島委員、お願いいたします。

○多島委員 ありがとうございます。

次のページの合同処理本部についてですね、考え方としては非常に重要であって、やはり構成市町村、区市町村と一部事務組合が発災後にうまく連携ができるような体制をつくっていくということで、考え方としては非常に重要なことと考えております。これが実際に、どこが旗を振って合同処理本部を作っていくのか、いけるのか。あるいは、既存の何か枠組みの延長のような形で、こういった合同処理本部を設置できそうなのか、こういったこの実現性、実効性のところについて、実際に処理に当たられる区の担当の方ですとか、一部事務組合の方から何か御意見をいただけないかなと思っておりました。以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

もし、よろしければ今多島さんからお話がありましたように、こちらの複数の市、特に一部事務組合に焼却等の中間処理を連携しているような自治体様とかで御意見があればお伺いしたいと思います。特に、合同処理本部を作ってくださいというような形で、作ったほうがいいですよという提案があれば比較的簡単にと申しますか、スムーズに本部を設置して検討していけるというような段階にあるんでしょうか。いかがでしょうか。

○宮脇部会長 阿部さん、よろしくお願いいたします。

○阿部様 中野区の阿部と申します。

特別区の清掃リサイクル主管課長会では、災害廃棄物処理対策検討会という分科会がございます。今年度は中野区が会長区となってこれらの検討ですね、実際にこちらの合同処理本部というものを立ち上げるときどうするかですとか、そういったところを検討しております。よろしいでしょうか。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

状況を大変理解いたしました。既に、特別区では準備が進んでいるというようなお話だというふうに思いました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○堀計画課長 事務局から補足させていただければと思います。

昨年度、西秋川衛生組合とその構成自治体とで、環境省さんの事業を活用して、合同処理マニュアルを定めたという実績がございます。また、ほかにも今後、そういったものを検討していくという一組さん等が一部あると認識をしております。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは森さん、お願いいたします。

○森委員 森です。

私もせっかくこの拡大部会でいろんなステークホルダーの方が集っていますので、ぜひ、御意見をいただきたいと思えます。今日、御参加いただいている一部事務組合の方とか、市区町村の方、自分がこのパターン1からパターン4まで自分はどこのパターンなのかなというのはすぐにぱっと分かるものなのかなというのをまずお伺いしたいのと、あとは、自分が例えばパターン2だとか、パターン1の場合に、この流れの中で特にこういうことを心配している、役割分担でもめそうだなとか、事前に相談しておかないともめそうだなと思っていらっしゃるようなことがあれば、ぜひ、こういった機会に皆さんで共有できればいいかなと思えますが、いかがでしょうか。今日参加されている方で自分は恐らくパターン何で、こういうことが心配していますというのを、情報提供いただけないでしょうか。

○宮脇部会長 ありがとうございます。もし可能でしたら、どうぞよろしくお願いします。

本日は先ほどの中野区の阿部さん、もしくは浅川清流組合の中村さん。それから八王子の奈良さん、一組の安田さん、いかがでしょうか。

奈良さん、よろしくお願いいたします。

○高野様 八王子市です。今、奈良課長が議会对応中ということで、私、清掃施設整備課長の高野と申します。本来であれば委員になっていないんですけども、現場の実情を皆様にお伝えしたほうがいいかなというところもありましたので、発言させていただきます。

今、お話のありました、どのパターンになるのというようなところですけども、八王子市の事例でいきますと、八王子市というのは処理・処分先ですね、直営の施設を持っています。それとともに、多摩ニュータウンのエリアにつきましては、多摩ニュータウンを構成している自治体間で一部事務組合を運営しております。なので、実はこのパターンの1、2、3、4に入らない、特異な自治体なのかなと。あと、町田市さんも私たちと同じような直営の清掃工場を持ちつつ、一部多摩ニュータウンに絡むエリアは一部事務組合というところになっています。

もし、発災したとき、発災した場所にもよるかなと感じています。ただ、直営の工場も当然あります。あるいは、一部事務組合については、そのエリアで起きたものは一部事務組合に持ち込むと。それ以外の市内のエリアの場合には、調整をして持っていくような形で、発災時も広域的な対応でやっていけるように調整はしているところがございます。

一旦は以上でございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

八王子は非常に面積、地域も広くて、それに合わせて今御紹介いただいたように複数パターンをお持ちということかなというふうに思いますので、今御紹介いただいたように地域によってということで検討されているということだそうですね。ありがとうございます。

続けて、では順番で浅川清流環境組合の中村さん、お願いいたします。

○中村様 浅川清流環境組合でございます。音声のみで失礼いたします。

浅川の場合は、日野市と国分寺市と小金井市の3市の、約人口40万人の可燃ごみを処理するところがございます。可燃ごみに言えばパターン2に当てはまるかなというところがございます。

原則的には市民の持込みがないので、この仮置場という役割が今後発災時に大きな役割が出ると思います。ここの役割としては、市町村、日野市、国分寺市、小金井市の役割になるかなと思いますので、この情報をしっかり各市のほうに情報提供させていただいて連携が取れるような形で円滑に処理ができる形、体制を取っていく必要があるかなというふうに感じております。

以上でございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。了解いたしました。

続けて、環境省杉山様、お願いいたします。

○杉山様 おはようございます。環境事務所杉山でございます。お疲れさまでございます。

この1ページの表を見ても、その計画を作っている処理主体である市区町村以外にも、やはり処理を進める中では一部事務組合であるとか、事業者、あるいは東京都さんが連携しないと最終的な処分までいかないというようなことになっているんだと思います。

そういった中で、この1ページに絡めて3ページのほうにも、実は、そういったことをうまく動かすためにどうするかというその取組事項として、災害時にこうしようというのなかなか大変なので、平常時のその取組事項等のところで、災害廃棄物を合同で処理するためのマニュアル等の整備という記載もございます。

ここが、非常に大事な部分かなというふうに思っています。それぞれの各主体が自分たちの役割を認識するというのは当然ですが、災害が起きたときに、いわゆる廃棄物の発生から最終処分というタイムラインの中で、みんなが役割を認識しないとごみが円滑に動いていかないというところが考えられると思うので、やはりこのマニュアル等の整備で、平時からそのタイムライン的な流れの中で役割を意識するという事は非常に大事だと思います。このマニュアルの整備というのは東京都さんが関わってということになるんだと思いますが、非常に大事な部分かなと思って、期待をしています。ありがとうございます。意見としてでございます。ありがとうございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。では、岡山委員、よろしくお願いいたします。

○岡山委員 このページのところで私からは一つだけ。

シームレスにこの発災、排出のところから最終処分までというのを迅速に進めていくためには、最初のステップは被災現場・家屋から排出されるごみです。それが水害ですと、近くに積み上がって混廃の山になってしまうというのが通常ですが、そこから速

やかに仮置場に持っていく、あるいは処分先に持っていくというのが必要だということの問題意識はの中で示されていたと思います。この実効性において気にしているのは、まず、自治体内に下手すれば何百か所もできてしまう集積所のごみの収集運搬が必要ですけれども、その収集運搬車両も、恐らく通常のごみでいっぱい、早々、簡単には増やせないんじゃないかという懸念が一つ。ですので、そこの主体の区市町村への、収集の応援は絶対に必要だなというふうに思っています。

並びに、仮置場を開設というのも非常に大切なプロセスです。仮置場の開設主体は区市町村ですが、もともとそういった事業を区市町村はやっているわけではない。となってくると、例えば、敷鉄板どうするとか、重機どうするとか、台貫どうするとか、そういった仮置場開設に必要な資機材を速やかにどこかに発注して開設しなくてはならないということになるわけです。ところが、このフルセットを持っているところというのは、そんなに多くはない。地域の地盤のゼネコンさんとかは持ってらっしゃるようですが、主管は区市町村であっても委託しなくてはならないので、ここである協定締結先が非常に重要になってくると思います。あくまで、責任は区市町村であるけれども、手を動かすのは事業者ということになりますので、この平常時のマニュアルにおいては、組織体系の構築も必要です。そのために協定をもう少し、個別具体的に、仮置場のときはこことかですね、処理はこちらにみたいな形の協定が用意されているのが重要かなというふうに思っています。この中に協定先がオブザーバー扱いになっているのを、大丈夫かとちょっと心配しています。

以上です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

今、大事な御指摘も多かったかと思えます。

一番初めのほうに御意見を述べていただいた一組様からも、通常時の処理でいっぱいですと。同様に各区市町村の収集運搬も通常的生活系のごみの収集運搬でいっぱいですので、それでできるんでしょうかというのは大事な御指摘だと思いますので、個別具体で出ていた話ですと、協定の話などもありますので、都のほうでも少し御検討いただくといいかなと思っています。

幾つか御意見、各地方公共団体の方からも御意見が出たので、森委員、どうぞコメントなどよろしく願いいたします。

○森委員 すみません。皆さんから強制的に発言をお願いするような流れを作ってしまったけれども、実はこの役割分担の部分で前の委員だけで議論していたときも、本当にこれは実現性があるのかとか、検討すべき事項に抜け、漏れはないのかということで、比較的議論が盛り上がったところでもあって、これは拡大部会で現場の皆様の御意見も聞かないとこれ以上議論できないよねということがあったので、今日皆さんに実態を教えていただきたいと思った次第です。

過去のいろいろな事例を見ると、特に複数の構成市を抱えていらっしゃる一組さんで、みんな被災したのではなくて、一部が被災をして一部は通常どおりの生活で通常ごみが出てくるというような事態になった場合に、被災した市町は当然、一組さんも受け入れてくれるだろうと想像していたら、思った以上に受け入れてもらえなくて混乱したとか。逆に、一組さんがすごく頑張ってくれたおかげで、処理が進んだとか。過去うまくいっ

た事例とうまくいかなかった事例がたくさんあるものですから、その一部事務組合と市区町村の連携というのは、過去の事例を見ていると非常に明暗分かれるところかなと思いますので、もし、今日この場でなかなか御意見難しくても、特に検討事項とか取組事項の細かいところを見て気になるころがあればぜひ、教えていただくと都の計画にもいろいろ反映しやすいかなと思いました。

以上です。

○宮脇部会長 森さん、ありがとうございます。

幾つか御意見はいただいているので、あと、すぐ出てこないと思いますので、御意見があれば事務局のほうにぜひ積極的に提示していただいて、次回の部会、または本会でもまた議論させていただければと思います。ありがとうございます。

東京都のほうはよろしいですか。コメントとか、もしあればと思いますが。

○荒井資源循環計画担当課長 貴重な御意見ありがとうございます。荒井でございます。

○宮脇部会長 よろしくお願いたします。

○荒井資源循環計画担当課長 区市町村と一部事務組合の役割分担という形で、今回こういう形でさせていただきました。実はあきる野市が令和元年度の水害で災害廃棄物が発生した際に、なかなか一部事務組合と調整が難しく、結果的には処理をしていただきましたが、その経験を踏まえてあきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、あと西秋川衛生組合で、これはやはり全員で、実際に災害が起きたときにどのように処理をしていくべきかということを通認識として、環境省の事業を使って実際に災害廃棄物処理計画と合同処理マニュアルを作ったところでございます。

やはり処理・処分先が確保できないと仮置場を一生懸命整備していても流れていかないとたまっていく一方になるんですね。それで、いち早く一部事務組合が片付けごみを処理するというような、そういったストーリーを、ここに書いたものでございます。実際市町村の中で処理することは難しいので、東京都と東京都の協定を使った形の枠組みを使って速やかに開設できるような形のマニュアルにもなっておりますので、それを後ほど御紹介したいと思います。

また、こういったやり方については、他の自治体もすごい興味を持っていて、今回、23区清掃一組の清掃技報のほうにも投稿させていただいているんですけども、いざ災害というときに、区市町村と一部事務組合で共同になって速やかに処理をする、そういった体制をつくっていただければと思っています。

また、先ほど八王子市さんと町田市さんは、パターン2と4、二つあるということは承知していたので、そういった複数の役割があって災害廃棄物処理を進めていかないといけないという御意見を承りましたので、そういったものを反映して計画作りのほうを進めていきたいと思っています。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○阿部様 じゃあ1個だけ。

○宮脇部会長 どうぞ。お願いします。

○阿部様 中野区の阿部です。

先ほど荒井課長のほうからもお話あったんですけれども、スキームとしては仮置場のほうを区のほうでというふうにあるんですけれども、やっぱり区によってはなかなか十分な土地が担保できないというところで、国有地ですとか、所有地ですとか、そういったところの協力というのを仰がなきゃなかなか運営が難しいかなというようなところは出ております。

以上です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

大事な状況かと思えます。お願いします。

○荒井資源循環計画担当課長 ありがとうございます。荒井でございます。貴重な御意見でした。

仮置場の設営、運営の方法につきましてまた後ほど御紹介しますが、いざ災害が起きたときの災害廃棄物を全て仮置場に置くという考えであれば土地は幾らあっても足りません。役割分担のほうにも一部事務組合とか民間のほうに、あまり仮置場にためずにすぐに出していける体制が重要かと思えますので、またそのやり方については後ほどの検討事項5のほうで、御紹介させていただきたいと思えます。貴重な御意見ありがとうございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

それでは、また後ほど時間があれば振り返ったりとかすることも可能ですので、少し先へ進ませていただきたいと思います。

それでは、続きまして、④ですね。各主体との連携強化について事務局から説明をお願いいたします。

○堀計画課長 事務局、堀です。御説明させていただきます。

まず、左側の背景のところでございますけれども、指針によりますと、過去の事例では廃棄物処理業者団体と建設事業者団体、解体事業者団体と民間事業者の果たす役割が大きかったということでございます。こうしたことから、平時から災害支援協定を締結などを検討するというふうに述べられてございます。

その際に、都道府県が民間事業者団体と一括して協定を締結して市区町村とはその協定を活用することも考えられるというような状況でございます。

右側に他県でありますとか、都内の自治体にアンケートを取った協定の締結状況の表を掲げさせていただいておりますけれども、都道府県については産廃関連の事業所との協定はもう全てが締結してしまっていて、一廃のし尿等の収運については31自治体が協定を結んでいる状況でございます。

現在、東京都では、一般社団法人東京都産業支援循環協会さんと協定を締結しておりますけれども、このほかにも必要に応じて協定の締結というのを検討していく必要があるのではないかなというような問題意識でございます。

次ページが、過去の災害における民間事業者との連携での課題を整理させていただいております。

被災現場で申しますと、建設業ですとか解体業の皆様が連絡協議会というものを発足させ、連携して解体に当たっていただいたといったことですか、収集運搬でいきますと、自然発生的にできてしまった無人の集積所から仮置場への収集運搬は産廃の事業者

団体の協力により行ったといったものがございます。一時仮置場については、連携もそうではけれども、課題としまして単に協定を締結しただけでは不十分でありまして、例えば、委託単価を事前に設定したりですとか、平時からの連携体制の構築が必要であるといったことかと思えます。

続きまして次ページでございます。都と民間事業者との連携でございます。

先ほど申しましたとおり、都は今、東京都産業資源循環協会さんと協定を結んでおりまして、一般的には上段の図で書かせていただいたとおり、被災自治体から東京都の環境局を経由して依頼をするということかと、これまでは考えておったところではけれども、単に実効性を向上するためには、平時から東京都環境局が間に入って区市町村と産廃事業者さんで、例えばではけれども、区市町村ごとに管理会社を選定するなどの事前の調整をしておく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

次ページは連携ということで、ここでは片付けごみと避難所等のし尿ということで書かせていただいております。先ほども御指摘がございましたけれども、恐らく車両等の資機材が非常に不足するのではないかということと、この表の中ではどういったものが必要になるのかということを整理させていただいております。こうしたものを御参考にさせていただきながら各事業者さんとの調整を進めていくことが必要ではないかというふうに考えてございます。

続きまして次ページでございますけれども、都と民間事業者との連携で、こちらでは解体廃棄物について記載させていただいております。

解体を進めていく際に対応可能な事業者さんを具体的に把握しまして、効率的に発注する体制を検討していくことが必要であるというふうに思っております。また、こうした公費解体等で膨大な災害廃棄物が発生することが予想される場合には、都が事務を受託して破砕選別等の処理を行う、二次仮置場を設置するということもあり得るというふうに思っております。

これまでも、部会のほうでも御意見をいただいているところではけれども、解体工事協会、建設業協会に加えまして、ゼネコンさんとの連携というのも必要ではないかというふうに考えてございます。

右側には、公費解体の発注パターンですとか、あと二次仮置場の整備・運営に係る主な業務を記載させていただいているところでございます。

御説明は以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

4番ですね。各主体との連携についてということで、様々な方法や手段がありますというような御紹介だったかと思えます。

ただいまの説明につきまして、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、岡山委員、よろしく願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。岡山です。

8ページ、片付けごみとし尿のところでは。

避難所等のし尿ということで、ここにも書かれているように東京都、特に区部は、避難所自体が圧倒的に不足していますので、在宅避難が大半であろうと思えます。まして、水害であると基本的にはあまり避難所に避難することはないですね。

一方で、水害ではあまり水は止まらないんですけれども、何らかのことで、停電等によって水が流れなくなるということは想定ができます。そういった場合には、地域防災計画の中では仮設トイレということで一義的になってはいますが、区部においては全く現実的ではないというふうに考えられます。バキュームカーもないですし、そのことも書かれています。そういった中で、最後の黒ポチですが、このところは、例えば、特に区部の場合は、携帯トイレの使用といったものが恐らく発生すると思います。それで、携帯トイレのごみが災害廃棄物として発生することを区市町村としてもきちんと覚悟しておくとか、準備をしておくということが極めて重要であろうと考えています。それについて、ひと言ここに加えていただけたらいいかなと思っています。

実際のところ浦安市でも、20万枚ぐらい携帯トイレを配ってその多くは、全部ではなくて一部ですけれども、家庭ごみ、可燃ごみの中に混入して発生しました。マンションによってはし尿だけを分別して集積してあったという事例もありますので、そういうふうに東京都もなるんじゃないのかなというふうに思っています。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

大事な御指摘かと思しますので、少し御検討いただきたいと思えます。

○堀計画課長 事務局でございますけれども、記載する方向で検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○宮脇部会長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞよろしく願いいたします。安田さん、お願いします。

○安田様 清掃一部事務組合の安田です。

2点ほど、今回の各主体との連携ということで、一つは、本来の委員の新井から申しつけたことで、やはり民間との協定を結ぶとか他の主体との協定を結ぶ際に、連携はすごくいいことなんですけれども、やはり過去の事例で協定が縛りになって逆に柔軟に動けなかったという事例があったとお聞きしてございます。そういった部分を参考で記載いただくのもいいのかなというのが一つ。

あと、今回民間事業者以外で、例えば、多分、都内で災害が起きた場合は、恐らくは全国規模での支援なんかも必要になってくるかなと思えます。そういった部分をD. W a s t e - N e tの仕組みと、また国との調整について各自治体で認識いただけるよう、また支援の要請、事例については、やはり都内、あまり実際に災害が起きた事例が少ないので、分からない自治体、当組合もそうですが、あると思えますので、そういった部分分かるように各自治体とも取り組むようにという形の記載があってもいいかなと思っております。

私からは以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

この辺り、いかがでしょうか。

○堀計画課長 事務局、堀でございます。

過去に協定が縛りになったことがあるというお話ですけれども、その辺り、また詳しくお聞かせいただいて、どういった記載がいいのかということも含めて検討させていただきたいと思えます。

受援についても、私どもでも情報収集いたしまして検討させていただきたいと思えます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

安田様、また後ほどでも結構ですので、事務局のほうに少し情報などをお教えいただければ助かります。ありがとうございました。

○安田様 かしこまりました。

○宮脇部会長 では、続けてまいります。

では、順番にいきますけれども、鈴木様お願いします。環境省ですね。

○鈴木様 環境省の鈴木でございます。

私も意見ですけれども、今、安田委員様からもございましたが、事例でありよくなかった事例等があるということでしたけれども、このところで、受援経験のない自治体というところがなかなか支援というのがイメージできないというところがあるかと思えますので、例えば、事例でいくと、遠方から支援をするという事例だったりとか、いろいろな事例があるので、そういう事例なんかを幾つか記載するというか周知すると、皆さん、そういうところ、こういうことがあったんだと具体的に分かるのでよろしいかと思えました。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

全国的な受援関係とか、確かに東京都の場合そういうことも大きく考えなきゃいけないかもしれません。ありがとうございます。

続けて、杉山様お願いします。

○杉山様 はい。関東事務所、杉山でございます。

意見というか、ページでいうと7ページになりますでしょうか。協定活用の流れですね。まず一つは、区市町村さんからすると、仮置場ですとか何か事業者さん活用したいという場合には、東京都の協定があるからそれを使えば業者さんが来てくれるんだろうというふうに安直にというわけではないんですが、そう思っているところが結構あるのかなというふうに思っています。

ただ、そうは言っても、実際に区市町村の要望を伝えたところ、それだとちょっと厳しいとかということもあって、協定の活用といってもなかなか思いのとおりできない場合もあるというところが一つ気になるのかなと。

区市町村の思いとして、もう一つは、逆に産廃業者、例えば、ここでいう東京都産業資源循環協会さんの業者、産廃業者さんとはなかなか区市町村と直接関わりがないという中で、むしろ、平時から顔の見える関係づくりもしたい思いも一方ではあるのかなというふうに思っています。

そうすると、ここでいうくくりの下のほうですね。赤字で矢印引っ張ってありますけれども、災害発生時は本ルートを活用というようなところで、平時から、もしかすると区市町村の皆様もここでいう幹事会社の選定とありますけれども、こういったところで少し顔の見える関係づくりというのも必要になってくるのかなというふうにも思うんですね。その場合どうすればいいかというのを考えていけないとは思いますが、何かの研修のときにグループワークをやるのであればそこで、最近ほかの県なんか

でも産廃業者さんと呼んでグループワークの中に一緒に入って、いろいろそれぞれの思いの中でどう対応するかというのを検討してもらうなんていう事例もあつたりもします。そういったところで平時からやはり幹事会社さんとの顔の見える関係づくり、そういったところも具体的に、そこはふだん関わりのない区市町村ということを見ると、東京都さんのほうでも少しくまぐ調整してあげるというのも必要かなというふうに思いました。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

ぜひ、少し進めていただくといいなというふうに思いました。ありがとうございます。

ちょっと先にいきましょう。高田さんお願いします。

○高田委員 高田です。よろしくお願いします。

私のほうは、どのスライドに対する意見ということではなくて、少し考え方の整理の切り口と言ったらおかしいんですけども、こういう民間業者との各方面での連携ですけども、結局、連携というのはある意味支援をいただくという、基本的にはそういう話になると思うんです。災害廃棄物処理の支援というのは、私はよく講演なんかでも持ち上げるんですけども、人が足りないというようなことで、人間的な応援をいただくという部分と、それから資機材ですね。要するに、処理するためのいろいろな物が足りないということでそいつを応援いただくということと、それから処理先が見つからないということで処理の支援というのをお願いするというようなことの、ちょっと切り口が違うんですけども。誰に何をというような形で基本的にはまとめられているんですけども、人の支援、それから資機材の支援、それから処理の支援というような形。人と資機材はいただくというか入ってくるものになって、処理というのは災害廃棄物が出ていくという形になるんですけども、そういうような切り口で、結局、何人が要りそうだとか、どれぐらいの資機材が要りそうだとか、何トンぐらい処理をお願いする必要があるとか、そういったところのカウントがある程度できるというか、いろいろ支援先と話し合っとうまくその辺のことを算出できないと、具体的な行動につながらないというような形があります。連携するときそういうような視点で物事を事前に整理しておくというようなことが重要なのかなと思います。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

幾つか御意見いただいていますけど、事務局のほうより何かコメント等ございますでしょうか。

○荒井資源循環計画担当課長 荒井でございます。

様々な御意見ありがとうございます。また、高田先生、本当に人的、資機材、処理先ということで連携というのは必要だと、良い視点だと思います。

まさしく、今回スライドの7ページ目、これは平たく協定、東京都と東産協との協定を使った枠組みという形で連携するために昨年度考えていたもので、東京都に事前に依頼してもらう際には、具体的にどの仮置場でどういう場所で、どういうことを依頼してほしいかということまで、依頼する際に求めています。そういったところで東産協のほうにそういったことをできる幹事会社を選定して頂く。資機材というのは、申し訳ない

ですけど、もし九州にありますって言われても、持ってこられないんですよ。ですから、幹事会社さんが地元にある業者、地元の業者さんを選定して協力会社さんを組んで、災害が起きたら区市町村から一步入った、すぐその仮置場を開設できる人材資機材というのを準備してください、ということ、この実効性向上に向けた協定活用ということで、一つ事例を作ったところでごさいます、そういった事例ももっともっと、都内で広めていかないといけないのかなというふうに、そのように思っているところでごさいます。

また、じゃあ仮置場ができました、でも、処理先がないと当然仮置場はたまっていく一方なので、先ほど申し上げたように一部事務組合との連携というのは処理先を確保するという意味で一番必要なものになります。そういった意味で、まず一部事務組合が持っているようなものを仮置場で選別して、すぐ持ち出すというようなことでごさいます。そういった連携も必要かなというふうに考えております。

また、意見いただきました受援のほうですね。東京都はどちらというか受援というよりいろいろ支援した立場というのがあって、特に処理先の支援につきましては、東日本大震災から大島も、また最近では宮城県の大崎市ですかね、という形で支援を行っていることがございますし、人的な支援という形でも出しているところがございます。

そういったところでなかなか経験しないと受援というのはどういうことが必要なのか、受援する自治体にとってどれぐらいの人が欲しい。どういう人が欲しいというのは、なかなか分かりづらいところもあると思いますので、前回の議論の中で、やはりそういった経験している人がまず区市町村のほうに行って、そういったことが足りないかということを経験者からしっかり情報を得て、そういう経験者を踏まえてこういう人、ああい人とか、人的支援というのを応援に出すのがいいのかなと思います。

特に、仮置場については、結構土木建築といった技術系の方がいないとなかなか設計とかうまく回らないとかもあると思いますので、そういったところを体制整備の中でも触れましたけれども、しっかりこの計画づくりの中でも反映していきたいと思います。

いろいろと、貴重な御意見をありがとうございました。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○宮脇部会長 連携関係については、丁寧に進められているところと、あと、事例も幾つか過去から、いい事例もあるというような御紹介だったかと思います。

それではまた何かございましたら、後ほど伺いできるかと思しますので、少し先へ進ませていただければと思います。

それでは続きまして、5番ですね。

仮置場の考え方の整理についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 事務局、堀でごさいます。

仮置場の考え方の整理について、資料10ページ目でごさいます。

災害廃棄物対策指針の技術資料では、仮置場の必要面積の算定方法として、2通りのものが示されておりまして、方法1としては、発災した災害廃棄物の全量を仮置きできる面積の算定方法。方法2としては、処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理

が続くことを前提とした算定方法ということでございます。

右側にこれまでの災害等での仮置場必要面積の例ということで、実際に使用した面積と、あと方法1で試算した場合、方法2で試算した場合ということで記載、表でまとめさせていただいております。御覧いただくとおり、基本的には方法2で開設したほうが必要な面積は少なくなるということでございます。やはり、都におきましては、オープンスペースが非常に限られているということで、方法2で運営していくことが必要ではないかなという状況でございます。

次ページにお進みいただきまして、仮置場を中心にした災害廃棄物の処理フローということで示させていただいております。

ここでは、それぞれの取組事項としまして、収集運搬で申しますと、発生量推計を行って必要となる車両数、最大積載可能な車両、効率的なルート等を確保するといったこととありますとか、被災現場から処理・処分先へ搬入できるものは直接搬入するといったことを書かせていただいております。

また、集積所を設置する場合には、面積が限られる場合もございますので、必要に応じて搬入品目を絞るなどして、作業スペースを確保するといったこと。それから、受入先の基準に合わせて収集、集積・分別等を行っていくことが必要ではないかということでございます。

また、仮置場につきましては、候補地の現地確認を行った上で開設に必要な資機材とありますとか、仮置場内の効率的な動線の確保、レイアウトをあらかじめ検討していく必要があるのではないかとということで示させていただいております。

こちら、御説明は以上になります。

○宮脇部会長 御紹介ありがとうございました。

ただいま、お話しいただいた⑤仮置場の考え方の整理について、何か御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

仮置場の面積等については御紹介いただいたとおりかなというところですが、具体的にフローの中で、個別に連携調整先など記載いただいておりますけど、この辺り、民間の事業者さんにもお願いすることもあれば、区市町村が平時から収集運搬を委託して、直営の場合もあるかと思えます。委託されているような業者さんとの調整とかもあるとか、こういう記載になってございますけれども、この辺り、何か気になる点とかございませんでしょうか。小さなことでも結構ですが、特に今日御参加いただいている地方公共団体関連の方々からコメントなどいただくと幸いです。

急に説明を受けても少し答えにくいというところあるかもしれませんが、いかがでしょうか。何か気になる点でも結構ですが、この辺り、都にやってほしいとか、そういう御要望も含めてというところですが、いかがでしょうか。

具体的、丁寧に記載していただいておりますので、実際にやってみないと分からないというところ、実際に作業を進めていかないと難しいというところはあるかと思うんですけども。

森委員、お願いいたします。

○森委員 特にこの図の中で、恐らく今日御参加いただいている市区町村の方とか、それから処理の組合の方々の中で、なかなか現時点でアプローチできていない連携先として

は、上から2列目の集積所のところですよ。自治会さんとか町内会さんとか、あと都市部はやっぱりマンションが多いので、恐らく面積に比してもものすごく集積所に出てきてしまうであろう場所がほかの都道府県に比べて多いと思うんですけども、今日御参加いただいている方々の中で、この辺りの自治会とか住民の方とか、マンションの組合の方にアプローチしている事例があるのかどうかというところと、もし、ないのであればちょっとどういうところを課題に感じておられて、どういう作戦でいこうと思っているというような、意気込みとかでもいいですが、この辺りの感触を書いてはみたものの、これって本当に現実的にこの大都会でできるんだろうかというのが委員としても不安なところがあるので、ちょっとその辺りの実態を教えていただけると助かります。

○宮脇部会長 森委員、ありがとうございます。

私のほうで振らなければいけない話かもしれません。非常にありがとうございます。

いかがでしょうか。大型の仮置き場は当然自治体、区市町村が準備をして設定してということで、連携先には例えばゼネコンさんとかその他、様々な民間事業所さんに協力いただいて仮置き場を作るといのはいいんですが、一つ前の住宅近隣に設置される集積所のようなところ、この辺りの件について災害廃棄物が出てきたときにどうするかとか、片付けごみの件とかあるかと思うんですが、何か取組されている例があれば、ありがとうございます。奈良さん、お願いいたします。

○高野様 すみません。まだ奈良課長が戻ってきていないので、引き続き清掃施設整備課長の高野でお話しさせていただきます。申し訳ございません。

八王子の場合ですけども、集積所の考え方ですけども、八王子市、通常個別の収集ですね。マンションであればマンションの置場は決まっていますのでマンションは違うんですけども、戸建ての住宅さんなどは個別にその家ごとの前に出していただくということで、特に集積所を設けていない形を取っております。そのため、今のお話からいくと集積所という通常のごみ収集に当たって、集積所の考え方はないので、今お話があったところでいくと、ここについてのやり取りというのはしていない状況です。

じゃあ、どうするのかというところの話になるんですけども、考え方としては、発災した場合、災害ごみについては仮置場を設置する。場合によっては仮置場も一次の仮置場、二次の仮置場ということで規模の大小など差をつけて、それで仮置場から処理施設までは運搬するというような形のイメージを持っておるところです。ある意味、そこがまだ完全ではないんじゃないのというところは課題になり得るところではあるかなと思っております。

以上です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。八王子市の状況について御紹介いただいています。ありがとうございます。

それでは、ちょっと岡山委員ちょっと待っていただいて、先に中野区の阿部委員からひと言いただきたいと。お願いします。阿部さん、お願いします。

○阿部様 現実的に、一次仮置場の候補地といいますか、それは実際に候補地としては挙げることはできるんですが、実際にここを仮置場にしますよというところまではなかなか合意を取るといのは、なかなか手順も複雑で難しいと思うんですね。そうした中では、じゃあそこで何を事務の方に持っていくとか、そういったところの説明というのが

なかなかできない状況というのは正直ございます。

それと、あと協定事業者と運輸業者との意見交換の中で伺った話ではあるんですけども、実際に大災害が起こったときに車両規制が行われるというところで、当然、都外に車両を置いてある運輸会社もありますので、そうしたところがちゃんと優先車両として入ってこられるようなスキームが必要ではないかという御意見もいただいております。実際に入ってこれないとなると運搬もできないのでというようなことになります。

以上です。

- 宮脇部会長 どうもありがとうございます。八王子の件も中野の件も、具体例ありがとうございます。大事な事かなというふうに思っています。また、意見をちょっと集約していただければと思います。

先ほど、岡山委員、手を挙げられたかと思えます。どうぞ。

- 岡山委員 岡山です。

集積所に関しましては、23区特別区のガイドラインのほうには集積所というものが一応記載はされていて、そういうところに出たもの、出されるであろう、出さざるを得ないだろうというところから話は始まっています。集積所とここでも書かれておりますけれども、これはやっぱり路上であります。余地面積はほとんどないものの、あとは近くの公園です。そういったものを多分利用するんだらうというふうに思っています。

今回の計画におきましては、重点的に水害のことを考えておりますので、そういう意味では集合住宅であっても記載するべき片付けごみは基本的に1階だけというふうに考えています。また、水害の場合はハザードマップでかなり正確に被災するところが分かりますので、ある程度どの辺がどのぐらい浸かるかということの予測の中から、そのエリアについてはどこに置けばいいかということは予測がしやすい、そういうふうに考えています。ですから、全くもって都会だから無理ということは、私は実は考えておりません。むしろ、150公園があるのであれば、それを全て使うぐらいのつもりで各区は準備されるのがいいのかなというふうに思っています。

ただ、現実的には今そうやって個別具体的な町会と、こういったことにしようという取決めであるとか、そういうふうに進んでいるというのは、私はまだ聞いたことはありません。

以上です。

- 宮脇部会長 どうもありがとうございます。大事な御指摘だったかと思えます。

確かに、今回特に、前回の計画から大きく変わってくるところは水害関連ということで、もちろん震災というのは発災、地震等の震災も大事なんですけれども、水害関係は今おっしゃっていただいたとおりで排出の形態とか状況も大きく変わるので、その状況ごとにいろいろな計画を立てていただくというのが大事なのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

森委員、先ほどの二つの自治体の御意見等で来ておりますけれども、いかがですか。

- 森委員 急にまた振って申し訳ございませんでした。大変、状況がよく分かりました。

やっぱり、今この連携先で上げられている中で、仮置場から先ですよ。そこから先の事業所さんとの連携とか、ほかの自治体とか部局内での連携というのはこれまで大分長く議論されてきているので、多かれ少なかれ進んできているところかと思えますけれども、

ども、この出た瞬間のところ、住民の方とどう連携するのかというのは、やっぱり現時点で手薄なんだなということがよく実態が分かったかなと思いますので、次、これをどうしていくかというところはまた次のトピックスにも関わってくるかなと思います。御意見ありがとうございました。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。いい流れを作っていただいて大変ありがとうございました。

以前の会議でも岡山委員からも近い関係の意見は出ておりました、勝手に集積所ができてしまうとか、そういう事態が各地で発生したというような事例もありますので、特に、今回のお話を伺いますと、まだまだ自治会、町内会とか地域の住民の方との連携というところ、そういうところも大事なんだなというふうに感じた次第です。この辺りもぜひ、分かりやすく紹介していただいて今後取り組んでいただいたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、鈴木さんお願いいたします。よろしく申し上げます。

○鈴木様 環境省の鈴木です。

2点ほどです。

一つ意見として、以前の第1回的时候に新たな推計式ということで片付けごみの発生量の推計式を出していただいたかと思うんですけども、それをさらに活用することで水害であればより実態に近い量の算定ができるのではないかなと思って、よろしいなというふうに感じております。

もう一点が、こちらのページの収集運搬の右側の連絡先、調整先というところで、先ほど幾つか連携のスライドがありましたけれども、全都政からの支援というのが今まで実績が幾つかあったと思うんですけども、そちらですと民間事業者といいますか、他自治体というふうな形になるかと思うので、そういうふうに記載しておく、これだけだとちょっと他自治体というふうに分からないところもあるかなと思ったので、そういう書き方も検討していただいてもいいかなと思いました。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そうですね。連携先、調整先の表現方法を分かりやすくというような御意見かと思えます。含まれてはいるんだと思いますけれども、他の自治体というところが大きく分かるようになるという御意見かと思えます。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○宮脇部会長 また、追加があれば伺いたいと思いますので、それでは少し先へ進みたいと思います。

それでは続きまして、⑥ですね。住民等への啓発・広報についての辺りを事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 事務局でございます。

12ページでございますけれども、住民等への啓発・広報について御説明をさせていただきます。

指針のほうでは、災害廃棄物を適正に処理する上で住民や事業者の理解は欠かせないということで、平時の分別意識が災害時にも生きてくるといような記載がございます。このため、市区町村は次の事項についてということですが、これは仮置場への搬入でありますとか、腐敗性廃棄物の排出方法などを日頃から周知はしていく必要があるというふうにうたわれております。

下には、表を付けさせていただいておりまして、過去の災害における課題・反省点ということで、平成30年7月豪雨の課題・反省点としましては、家庭ごみの分別区分とは違って住民には分かりにくいといった意見が多く出されたといったことですか、令和元年の東日本台風の際には、ホームページですとか音声放送で周知したけれども、伝わりきらなかったといったような点が挙げられております。

次ページにお進みいただきまして、こちらでは住民やボランティアの片付けにおける意識ということで、上段が住民の方々の御意見というか意識を記載してございますけれども、災害後に破損した家財等を出すのに困った点ということについては、どのように分別するか分からなかったとか、どの分別をしなければならなかったといったことですか、あとは、災害後に処分した家財等について家から出す際の心境に近かったものとして、できるだけ分別しようと思ったとか、平時の分別区分に従おうとしたといったようなことがございまして、住民の方々の分別に対する意識というのは比較的高いのかなというふうに認識をしております。

ボランティア参加者の認識ということを下段のほうに記載させていただいておりまして、こちらではごみの区分については正しく区分を認識していた割合が3割程度であったといったこと。それから誤った行動をしているボランティアも4割を超えていたといったことがございますので、この辺りからはボランティアへの発信というのも非常に重要ではないかなというふうに考えてございます。

次ページでございますけれども、広報における方向性ということで、ここでは個人・地域、区市町村等ということでもとめさせていただいております。個人・地域ではどちらかという情報を受ける側ということでございますけれども、個人・地域の発災前の備えとしましては、行政が発信する広報誌等を確認して保管をしていくといったことありますとか、災害が発生したときに廃棄物の発生量を少なくするための対策として、家屋の耐震化ですとか家具の転倒防止策を取ったり、また水害の際には小型家電を、例えば2階等の高いところで保管するといったことが挙げられるのかなというふうに思っております。

区市町村の備えとしましては、発災前でありまして、広報の雛形を整理するでありますとか、平時から伝達主体・手段・ルートを整理しておくといったこと。災害廃棄物に関する情報を掲示する場所をどこにするのかといったことをあらかじめ周知しておくことが大事なのかなというふうに思っております。

また区市町村での発災後については、情報の鮮度と正確性に留意をしながら複数の手段で広報を展開していくということも重要であろうというふうに考えてございます。

最後に都での備えでございますけれども、発災前には都としてほかの自治体との事例を区市町村とも共有させていただいたりですとか、あと発災後についても、自治体の広報の雛形でありますとか、自治体がどんな内容の広報をしているのかといったことを情

報共有していくことが重要であろうというふうに考えてございます。

次ページ以降は、先ほどの表でいう発災前の、区市町村の備えの発災前のところに対応する形で資料を何点かつけさせていただいておまして、資料については、広報における記載事項の整理ということで、こんな広報用の雛形を用意しておいたほうがいいのではないのでしょうかということですか、あと、作成に当たってのポイントを記させていただいておきます。

また、資料2としまして、情報伝達主体・手段・ルートの整理ということで、環境省さんですか東京都とそれぞれの区市町村さんとの関係等について図で示させていただいているところがございます。

続いて、同じく資料の2でありますけれども、こちらには東京都の事例ということで、ボランティアへの情報伝達手段・ルート等の整理について示させていただいております。

また、同じく資料の2でございますけれども、災害時に活用できる主な広報の手段としまして、それぞれいろいろありますけれども、それぞれの特徴でありますとか留意点等について記載をしているところがございます。

また、資料3については、事前・準備広報について、ここでは八王子市さんの事例でありますとか、倉敷市さんの事例を御紹介させていただいております。

最後に資料の4では、普及啓発ということで府中市さんの広報誌の例でありますとか、あと国立市さんでやられた災害ごみのワークショップの事例などを御紹介させていただいております。

御説明は以上になります。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

ただいま、⑥ですね、住民等への啓発・広報について御紹介をいただきました。

この内容について、御意見ございますでしょうか。

それでは、安田さんお願いいたします。

○安田様 清掃一部事務組合の安田です。

2点ほど、ちょっと記載の要望というか、御意見がございます。1点目が、恐らく区市町村側の広報の話になるんですが、災害時のやはりごみの出し方が、特にその後の分別を考えていくと重要だと思っています。ただ、やはり災害時は平時よりもなおさら分別をなかなかせっぱ詰まっていたりできないということも想定されます。23区ですと、平時における搬入物検査をしているんですけれども、大体台数ベースで3割ぐらいが、本来は可燃ごみではないものが入っているとか、そういった本来入ってはいけないものが入っているという事例がございます。災害時であれば当然ながらもっと分別がされないということがありますので、やはり、日頃からの分別意識を醸成するような、そういった文言を盛り込んでもよいのかなと思います。

あともう一点、こちらは東京都さんの広報になるかもしれませんが、事業者の自ら処理する廃棄物、いわゆる産廃系のものについても、やはり何か書いてあってもいいのかなと思いますので、この2点ですね、要望として申し上げさせていただきます。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、そうですね。分別については平時からも含めて徹底をとというような

話とか、それから事業者さんからの廃棄物についてということも御指摘があったかと思  
います。この辺り、事務局から御意見等ございますでしょうか。

○堀計画課長 御意見ありがとうございます。事務局でございます。

御指摘の平時からのごみの分別意識の醸成というのは、非常に大事だというのは私ど  
も同じ認識でございますので、最終的な災害、計画の立て付けというのはこういった  
記載には、多分ならないと思うんですけども、ここでも個人・地域での備えと、あ  
と区市町村での事前の広報の中で、そういったところもしっかりと伝えていきたいな  
というふうには思っております。

それから、産廃を基本的には事業所さんが処理するということについては、これもお  
っしゃるとおりでございます。その辺りの伝え方は今後も検討課題とさせていただき  
たいと思います。ありがとうございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。それでは、岡山委員お願いします。

○岡山委員 ありがとうございます。

15ページ目を見せていただきたいんですが、これが先ほどのページでも分かりにく  
かったと書かれたところを分かりやすくしているチラシだと思います。おおむね、分別  
項目はこんな感じで左上が可燃ごみ、真ん中の上が不燃ごみみたいなイメージで被災者  
は出すことができる、そういうふうに思います。

この中で、とても重要なものが、その上の注意事項というところに書かれておしまし  
て、注意事項のところのまず冷蔵庫の中身などの腐敗性ごみというものと、それからそ  
の次のもっと重要な、危険物、有害物につきましては、最近は発火をよくするという事  
故も起こっていますので、腐敗性のものと危険物、有害物をいかに分けてもらうかとい  
うのがすごく重要だと私は考えています。ですので、これを援用しながらこのような形  
で分別してくださいねというのを住民、被災者及びボランティアに伝えることは決して  
無理なことではなくて、実際に片付ける順番ごとにこういう感じでまとまって出てきま  
すので、こういう案内でいいんじゃないかというふうに思っています。

加えて、ちょっとここに気になっているところが一つありまして、前回のときもどう  
いうふうに集積所で分別をするかといったときに、資源ごみをどうするかという話があ  
りました。資源ごみといった形で既に出せる状態になっているものは出してもらって  
いいと思いますが、冷蔵庫の中にあるビンの中に入っているものとか、缶の中に入っ  
ているものとか、それから中身入りのスプレー缶であるとか、洗剤であるとか、シャンプ  
ー、リンスといったものもそのまま出てきます。そういったものを不燃物の中から分けた  
ほうがいいのであれば、そのように、スプレー缶などはそのまま、まとめて別にして  
おいってくださいみたいな記載があるといいのかなというふうに考えています。案内  
としては加えてこのようなものがやっぱりいいかなと思っています。

以上です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

大事な内容だと思います。前回もお話しさせていただいたかと思いますが、中身  
入りの物品が出てくるというのは、通常よりも多いということなので、その取扱いが大  
事というような御指摘かと思っています。記載が難しいからなかなか書けていないのもし

れませんけれども、この辺り、少しまた検討いただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。広報関係、事例とか、過去の例とかも併せて載っています。では、杉山さん、お願いいたします。

では、そのほかいかがでしょうか。今、御紹介いただいていたのは広報の方向で個人的なものと、区市町村でやることと、都がやることというような形で具体的に明示して記載をしていただいております。それから、それに沿って、広報のやり方とか、あと伝達方法とか、結構16ページ辺りにも細かく方針などを書いていただいておりますし、そのほか、実際ボランティアの方がたくさん入っていただくので、その辺りの連携についても、この辺り結構具体例も書かれているので、特段大きな問題はないのかなというふうには思っている次第です。

あと、事例も並べていただいているということで、計画としては一通りの内容になっているかと思います。ありがとうございます。

それでは、森委員、どうぞよろしく申し上げます。

○森委員 ありがとうございます。

今日のここまでの議論で何度か出てきているんですけども、恐らくこの広報についても、今一番手薄なのは発災前の住民の方への広報をどうするかというところが一番多分難しいし、まだあまり取り組まれていないところかなと思います。この部分について、例えば今日の資料では、私のほうからもちょっと意見を言わせていただいて、行政が発信する広報誌を見てくださとか、そもそも行政がそういう情報を発信しているかというの、自治体によって取組が分かれるところです。けれども、地域での話合いの場を作ってくださいとか、参加してくださいとか、あまりこの辺りもまだたくさん地域でこれが一般化してやられているわけではないので、書いてはみたものの、できるのかなというのは意見した側が言うのも何なんですけど、ちょっと不安に思ってコメントをこれまでしてきたところなんですね。

この一番難しいというか、手薄な発災前の広報で、かつ住民の方にアプローチするという、主にはやはり基礎自治体の皆さんが担うところだと思うんですけど、とは言え例えばこの発災前の住民へのアプローチで、都にこんなことを手伝ってくれたらありがたいとか、全部市区町村でやってくださいと言われても、多分皆さんきついと思うので、例えば事例の共有をしてほしいとか、住民のためにアプローチするためのこんなツールを都で作ってくれたらこっちも動きやすいとか、この部分についての都に対する期待みたいなもの、実現できるかどうかは一旦置いておいて、意見として今挙げていただけると、すごく参考になるかなと思うんですけど、今日御参加いただいている市区町村、それから組合の皆さんの御意見をぜひお聞かせください。

○宮脇部会長 森さんありがとうございます。

ぜひ拡大部会でございますので、我々、事前に調査とか話を聞いてはいるんですけども、具体的にありましたら紹介いただくと助かります。いかがでしょうか。

杉山様、ありがとうございます。杉山さんの御意見ということで、ちょっと音声が入らなかったんですが、チャットのほうに記載していただいております。少し、皆様のほうで目を通していただくといいかと思います。

地区集積所、非常に大事だということで、御指摘いただいたとおりですね。ありがとうございます。そうですね、こちら書いていただいているとおりです。チラシの案とかも考えておくというのではないかということで、仮置きの中の隣の集積所についての明示とか、そういうところかと思えます。この辺りまた検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、順番で手を挙げていただいた高田さん、お願いします。

○高田委員 高田です。

今の森委員の話を受けての話なんですけれども、住民の方への事前のアプローチというのが、まだまだなかなかできていないというか、そこが難しいんじゃないかというお話だったんですけれども、私は元自治体の職員なので、そういう感じからすると、やっぱりアプローチするためには、住民の方に尋ねられたときに、それはこうですよという答えがある程度用意できていない状態では住民の方にアプローチできないですよ。

これを聞かれたら答えに詰まってしまうみたいな話の、そういう中途半端な状態で住民の方にやっぱりこれは必要だからといって踏み込んで、例えばワークショップをされたというような自治体さんもあると思うんです。そこまで行くには、それをするほうの自治体がある程度いろんな住民の困り事とか、災害のときに起こりそうなことについて、このときはちゃんとこういうふうにしてくださいよということの答えを持っていないといけない。

計画をつくっているということは基本的に持っているという話なんだろうと思いますけど、個々具体的なところを住民の方は多分聞かれますので、そのときに仮置き場はどこなんですかといったら、いや、公表していないんですという話になると、なかなか住民の方にはアプローチできない話に当然なってくるんだと思うので、そうすると、ある程度、議会の答弁でもないですけど、Q & Aみたいなやつがちゃんと整理できていないといけないという話なのかなというふうに思うんですよ。その辺りの模範的な例えばQ & A的なものの整理みたいなものを、都がやるかどうかは別にして、どこかでやっておられるようなことがあったら、そういうものの情報を共有したりとか、そういうふうにして、住民へのアプローチのやり方についてのまたある程度情報共有とかお手伝いとかそういったものをやらないといけないから、市区町村の仕事ですから、それをやってくださいよねという話だけではなかなかうまくいかないのかなと思います。

以上です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

続けて岡山委員、お願いします。

○岡山委員 私は先ほど杉山さんのチャットに書かれたところを受けてなんですけれども、重ねて、ある程度この地区集積所あるいは緊急仮置場、いろいろな言い方がありますが、集積所でどのように分別して出してくださいというアナウンスが非常に重要だと思っています。15ページのこのチラシ、こういったビジュアルに出すというのがいいと思うんですよね。

それと同時に、例えば東京都小金井市の災害廃棄物処理計画の中には、この集積所という文言ではないんですが、緊急仮置場という文言にして、そこの中でふだん使っているごみステーションの場所にできる限りの分別をする、具体的には腐敗性のもの、可燃

性粗大、不燃性粗大、可燃性ごみ、不燃性ごみ、危険物などといった形で記載を具体的にしています。ですので、計画の中でこの集積所での分別がある程度決めておいて、なおかつその細かいところはこのようなチラシを用意する。事前から、あるいは発災後速やかに出せるといったように整えておくのが非常に有効ではないかなというふうに思っています。

以上です。

- 宮脇部会長 どうもありがとうございます。非常に大事な点だと思いますし、もう既にそういう仮置きとか、そういう名称で準備されているところもあるというようなことでございました。ありがとうございます。

それでは続けて、自治体の方、先にお話を伺いたいのので、八王子市の方お願いしてよろしいですか。よろしく申し上げます。

- 高野様 まだ戻ってきておらず、引き続き高野のほうでやらせていただきます。

森委員ですけれども、高田委員からお話がありましたとおり、なかなか広報の部分で東京都様にどういった形でお願いというのが言えるものがないかなというのが本音でございます。一つは先ほども集積所仮置場の話のところでも出ましたけれども、我々が住民に対してアプローチをまだしていないという、そういったところもございます。

そういったところで、踏み込んで事前の広報の事務を進めていくというのは少し難しいかなと。高田委員がお話ししていただいたように、細かい部分の話が出たときに、回答に詰まってしまうというのが本音のところかなと思います。

そういったところで、19ページに出しているような案内を、全くしていないわけではなく、ホームページあるいはごみのカレンダーなどを通して、災害時のごみの出し方レベルのものは、八王子でもお伝えはしているところです。

総括的な考えになると、東京都様にはお願いしたいのは、やはりここの周知の部分というよりも、それは周知の部分は災害によって発災の状況によって出るごみの質なども変わってくる可能性もございますので、そこは我々が引き続きしっかりやっていくにしても、例えば仮置場の問題、先ほど中野区さんのほうで都有地あるいは国有地のお話がありました。私どもも市有地など、把握に努めていますけれども、その時々でなかなか限界がある。あるいは業界団体さんとの連携も取るようにしておりますけれども、発災の状況によっては限界があるといったところに、御支援いただくような計画、そちらのほうに軸足を置いた計画であってもいいのかなと感じておるところでございます。

以上です。

- 宮脇部会長 どうもありがとうございます。そうですね。細かなところになるとやはり難しいところもあるというような御指摘とか、あと国有地とか都有地などの話も出たのでというようなこともありました。ありがとうございます。

すみません、阿部さん、先にお願います。よろしく申し上げます。

- 阿部様 はい。中野区のほうでも八王子市さんと同様に、広報に関して東京都さんのほうにお願いすることというのは、具体詰めておりません。

ただ、当然、ホームページですとか、区報ですとかそういうところで廃棄物の特集とかそういうのが出て広報はしているところですけども、やっぱり周知に限界というところはあります。

災害に関しての話に限らないんですけれども、先ほどのチラシの中にやっぱり危険なものとか、バッテリーが発火するというのが、まだまだ周知が足りないなというところとかも感じております。昼とか発火しやすいですが、そういったところも含めて、例えばマスメディアをうまく活用したとか、そういった都や国ならではの、なかなか地方自治体ではやり切れないところの広報の仕方というのもお願いしたいというところはございます。

以上です。

- 宮脇部会長 ありがとうございます。個別の市町村でというよりは、全体的に課題となっているようなことについては、都で方法もというような御指摘だったかと思っておりますので、ありがとうございます。

今、幾つか区市からコメントをいただいたかと思っております。その辺りも少し事務局のほうで意見を整理していただいて、考えていただければなと思っております。

森委員、大体雰囲気としてはよろしいでしょうか。

- 森委員 はい、ありがとうございます。やっぱりまだまだ創成期ですよ、発災前の住民への広報というのは、本当に皆さん手探りかなと思っておりますので、こんなことをやってみたよという事例がちょこちょこ多分これから出てくると思うので、それを一市区町村が発信するってやっぱりなかなか難しいと思うので、こんなことをやったらこんなふうにもうまくいったよとか、逆にこうやったらちょっといまいちだったよという細かな事例を、都のほうで丁寧に今後拾い集めて共有していただくような機会があるといいのかなと思っておりました。ありがとうございました。

- 宮脇部会長 どうもありがとうございます。

あと、岡山委員からチャットのほうに記入していただいております。追加で御発言ください。お願いします。

- 岡山委員 申し訳ございません。補足なんですけれども、この資料を幾つかつけていただいて非常に分かりやすいです。杉山さんからもチラシ案などがあるといいですよというのがあるんですが、実際今15ページにチラシ案がつけて上がっています。小金井市の先ほど申しました処理計画の中の緊急仮置場の部分、そこを資料としてつけていただけるといいかなと思っております。具体的な広報のイメージはこうですよというふうな仕様になろうかと思っております。よろしく申し上げます。

- 宮脇部会長 ありがとうございます。ぜひ、少し検討いただければと思います。事務局のほうで、やっぱり分かりやすい資料になればなるほど、計画としてはいいと思います。特に、今回の計画はこういう具体例のものを入れて、より分かりやすくというところを特に重視しているかと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

この件については大体よろしいでしょうか。少し時間が押してしまっておりますので、一旦先へ進ませていただきたいと思います。ありがとうございます。

東京都のほうから何か、ちょっとたくさん御意見が出てしまったんですけど、もしコメントが今の段階であれば、お願いします。なければ先へ行きたいと思っております。

- 堀計画課長 事務局、堀でございます。皆様から御意見を伺いまして、ありがとうございます。

います。

都の役割として、優良事例を皆さんと共有して、都全体での底上げを図っていくというのは非常に重要な点だというふうに考えております。今回の計画の資料でもいろいろつけさせていただいておりますけれども、そういったところへはもう少し他自治体の事例とか収集しながら、反映させていきたいなというふうに思っております。

また、都としての広報というところですが、やはり個別の自治体ごとにルールが違ってきますので、なかなかそれをうまく反映というのは難しいところではあるんですけども、先ほどおっしゃられたバッテリーとかの危険なものについては都全域に共通することですので、こういったところの広報というのはしっかりとやっていきたいというふうに思います。

以上になります。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、続けて議事次第に沿っていきますが、2番、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○堀計画課長 事務局でございます。資料5でございます。

本日は第2回の拡大部会ということで、次回は通常の部会を4月下旬に開催させていただきたいと考えております。このときには中間まとめの案をお示しさせていただく予定でございます。

時間を含めた正式な通知については別途お送りさせていただきます。

事務局からは以上になります。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

ただいまの今後のスケジュールについて、何か質問、御意見等ございますでしょうか。浅川清流組合、中村様お願いします。

○中村様 浅川清流環境組合でございます。

本日は、三多摩清掃施設協議会の代表でこの会議に出させていただいております。会員である自治体、今回、八王子市さんは出席していただいておりますけれども、各自治体からも意見は出るのかなと思っております。今後、各市にも情報提供はさせていただきますけれども、こういう資料を見たときに意見があるというような自治体はどのような形で受け付けるか、それとももしくは東京都さんのほうに直接言っていただくか、そういう何か流れがあれば教えていただければと思います。

○堀計画課長 事務局でございます。

スケジュールの下のほうに、パブリックコメントという記載があるかと思っておりますけれども、これと同じようなタイミングで区市町村さんの御意見も伺ってまいりたいと思いますので、お急ぎでなければそのタイミングでおっしゃっていただければと思います。

○中村様 ありがとうございます。では、私のほうは今日の会議で、各自治体のほうに出せる資料を後で調整させていただいて、情報提供をさせていただくというような形でやらさせていただきます。ありがとうございます。

○堀計画課長 よろしくをお願いいたします。

○宮脇部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。スケジュール関連よろしいでしょうか。

(なし)

○宮脇部会長 それでは、次第3のその他になります。何かございましたら御意見等を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

岡山委員、お願いします。

○岡山委員 これは計画には反映しにくいところなので、ちょっと言い控えていたんですけども、本日、連携体制の構築といったところを中心にお話をしてきました。今まで事例をケーススタディの中から洗い上げていると、実は他組織との連携ももちろん重要でとても難しいですけれども、庁内連携が結構課題で、しかも発災後それが結構苦労したという自治体が多くございます。今、区市町村という形で今日はまとめていましたけれども、本当はその区市町村の中の、恐らく土木部署であったりとか、財政とか会計その他もろもろ、庁内の中の他部署連携というものもすごく重要になろうかと思えます。そういうことも発災後には必要になってくるので、災対本部の中でも必要になるんですが、事前にそういった体制を整えておく、庁内の中で災害が起こったときには庁内連携が非常に重要な事務であり、かつ他部署の連携がないと続きませんということは周知しておくことが非常に重要なかなというふうに思っています。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。そうですね。いろいろな部署がございまして、庁内ということですね。区市町村の中でもそれぞれの個別のところでも内部調整もきちんとしたほうがいいというような御意見だったかと思えます。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○宮脇部会長 それでは、何かお気づきの点がございましたら、事務局のほうにメール等で連絡いただければと思います。

ほかに特に御発言がなければ、本日の議題は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

最後に事務局に進行をお返しします。

○堀計画課長 事務局、堀でございます。

活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。本日御議論いただいた内容を基に、廃棄物処理計画の改定に係る検討を進めてまいりたいと思います。

それでは最後に、資源循環推進部長の志村から一言申し上げます。

○志村資源循環推進部長 資源循環推進部長の志村でございます。

本日も本当に活発な御意見をいただきました。特に自治体の皆さん、それから国の皆さん、ありがとうございました。

今回、前回もそうですけれども、災害廃棄物の処理ということについては、あくまでも区市町村に処理責任があるわけですけれども、都の災害廃棄物処理計画をつくるに当たって、都の役割だけということではなくて、全体としてどういうふうにやっていったらいいのかというところ、都の範囲に限らず皆さんに御議論いただきました。

今回、役割分担というところも整理させていただきましたので、その上でこれを都の災害廃棄物処理計画にどういうふう書き込んでいくかというところを工夫しながら、書かせていただきたいなと思っております。

今回、水害の部分を追加するという事、それからさらに実効性を高めていくというところで、皆さんの意見を聞いている中で、やはり事前の準備というところ、発災前の準備というのが非常に大切だというのが印象としてかなり大きいことを認識しました。それから、計画のほうにも書いていきたいと思っておるんですけども、訓練とか、ケーススタディ等の研修みたいなこともやっていけたらということも書き込んでいきたいなと思っております。

次回はまとめについて御議論いただきたいと思っておりますので、なるべく実効性の高い計画になるように、努力してまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

○堀計画課長 それでは、これを持ちまして、第2回災害廃棄物処理計画拡大部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

(午前 11時55分 閉会)